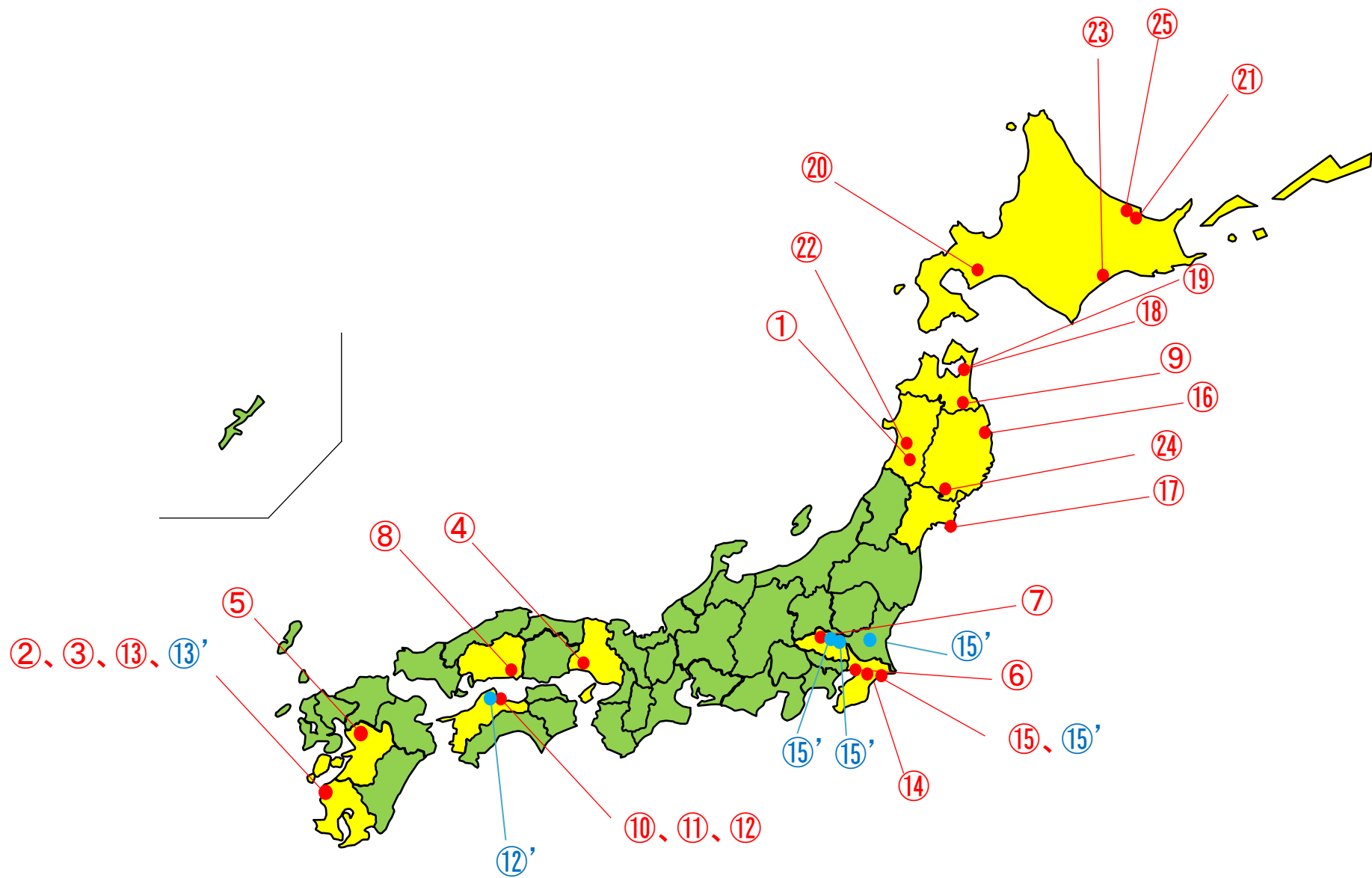
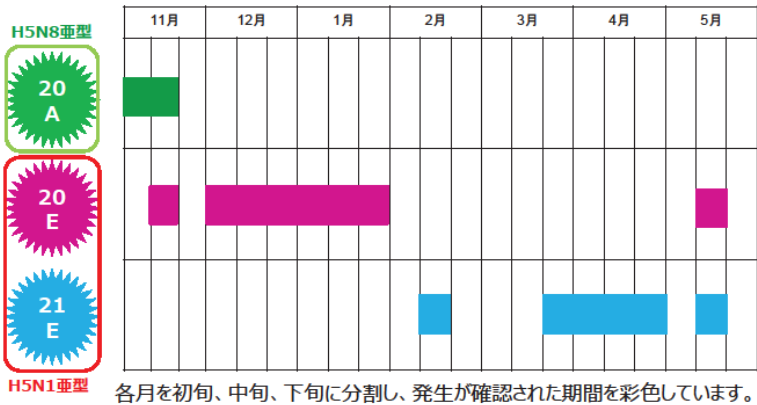


令和 3 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生状況①



令和 3 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生状況②

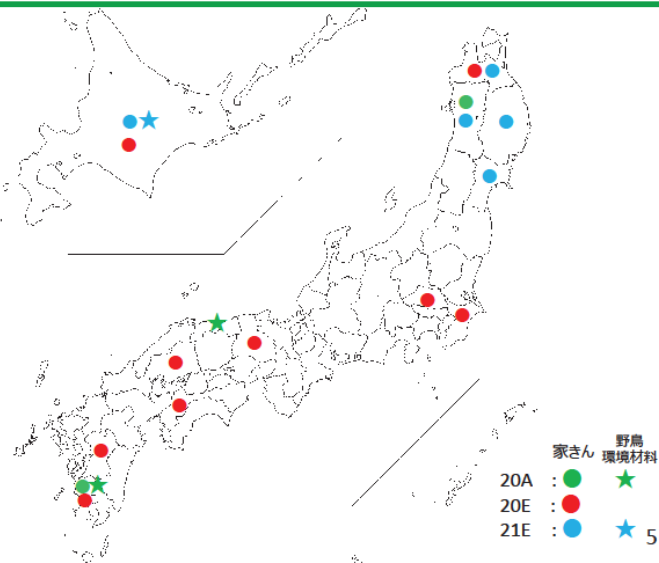
HA分節の遺伝子系統樹解析に基づくH5N8亜型及びH5N1亜型
高病原性鳥インフルエンザウイルスの分類と家さんでの発生時期



20A : 2020-2021年アジアグループ
20E : 2020-2021年欧州グループ
21E : 2021-2022年欧州グループ

4

2021年シーズン 家さん及び一部野鳥での発生道県と侵入ウイルスの遺伝子型の分布



近年の高病原性鳥インフルエンザの発生事例

＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

＜平成29年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

＜令和2年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

＜令和3年度の発生＞ H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

＜平成17年度の発生＞ H5N2亜型（低病原性）

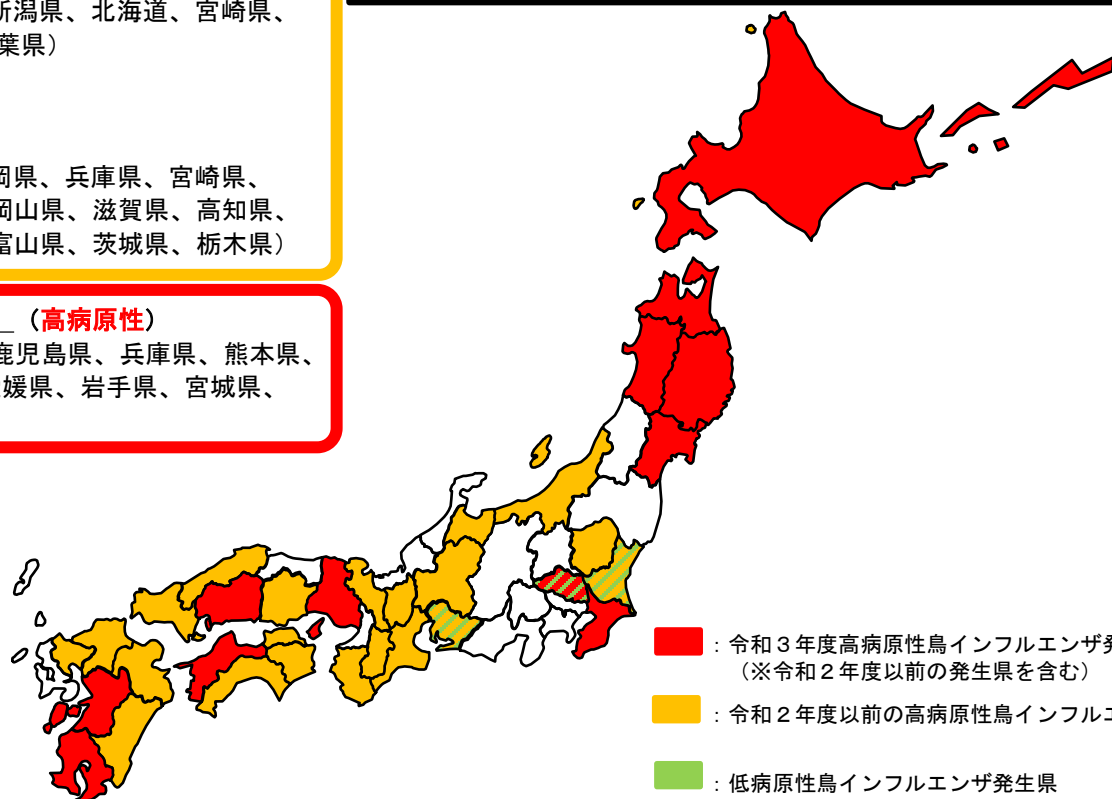
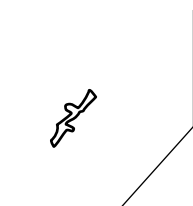
6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

＜平成20年度の発生＞ H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）
- ・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
- ・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
- ・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
- ・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型／H5N8型）



■：令和3年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
（※令和2年度以前の発生県を含む）

■：令和2年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生道府県

■：低病原性鳥インフルエンザ発生県

飼養衛生管理基準の改正に係る対応時期一覧

- 令和2年度シーズンにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生件数が過去最大となったこと等を踏まえ、飼養衛生管理基準等を改正し、令和3年10月1日から順次施行。
- 令和3年10月1日までに対応を求めているものについては、**全ての農場で対応済み**。

改正内容	家きん				豚			牛			馬	
	大規模			その他	大規模		その他	大規模		その他		
	採卵鶏50万 肉用鶏20万 以上	採卵鶏 20万～50万	10万～ 20万		1万～	3千～ 1万		3千～	200 ～ 3千			
省令 第21条の8、第41条の4 (勧告、命令の期限)	R3.10.1											
飼養衛生管理基準	R3.10.1											
	1 所有者の責務	R3.10.1										
	5 大規模所有者が講ずる措置	(2)畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	R3.10.1		—	R3.10.1		—	R4.10.1	—	—	
		(3)大規模対応計画※1	R3.10.1	R4.10.1	(都道府県が必要に応じ実施)	—	R4年度末(R5.4.1)	(都道府県が必要に応じ実施)	—	—		
10(家きんは8)埋却等に備えた措置	※2 R3.10.1	R4.10.1			※2 R4年度末	R5年度末(R6.4.1)		—				
指導等指針	R3.10.1											
防疫指針	R3.10.1											

※1 国からの通知により段階的に対象範囲を拡大させることとし、都道府県が飼養衛生管理指導等計画に規定。
 ※2 対応計画において、焼却又は埋却の実施に関する事項が含まれるため。